

ご契約に関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、取次店である株式会社つるエネルギー（以下、当社）が、電気事業法第2条の13及び電力の小売り営業指針の趣旨に基づいて、本「ご契約に関する重要事項説明書」を交付の上、当社がお客様と締結する供給契約に関する重要な事項を説明するものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解いただきますようお願い致します。この書面に記載の料金その他の供給条件は、電気供給約款に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、電気供給約款をご参照ください。

1. 電力供給の主体

当社は、取次事業者としてお客様と電気供給契約を締結しますが、実際の電気供給は、小売電気事業者である株式会社デンケン（以下、「デンケン」といいます。）により行われます。

小売電気事業者

株式会社デンケン（登録番号 A0649）

大分県由布市狭間高崎 97 番 1 号

2. 問い合わせ先及び受付時間

株式会社つるエネルギー カスタマーサポート

電話：050-5582-3651 平日 10:00-16:00（土日祝日年末年始は休業）

メール：contact@tsuru-e.com

株式会社デンケン カスタマーサポート

電話：097-583-5535 平日 8:30-17:30

問い合わせフォーム：<https://www.dkn.co.jp/contact/>

3. 小売供給契約の申し込みの方法

申し込みは以下の方法によることができます。

- ① 当社のホームページから申し込み
- ② 当社指定の様式による「ご利用開始申込書」を使用した郵送による申し込み

4. 電力供給開始の予定年月日

① 電力供給の開始予定年月日は、原則として以下の通りとなります。

－ 契約の切り替えの場合：申込み月の検針日または翌月の検針日。ただし、最初の検針日

までに、スマートメーターの設置工事等、切り替えに必要な手続きが完了しない場合などについては、次回の検針日となる場合もあります。

－ 新規入居の場合：お客様の希望の日。ただし、いずれの小売電気事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始した後に当社との供給契約が成立した場合には、電気の使用を開始した日とします。

お申込み後、当社より実際の供給開始日をご連絡いたします。

5. 電気料金算定の方法

① 電気料金の算定期間は、原則として以下の通りです。

－ 前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。

－ 契約を開始した際は、電力供給の開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、契約を終了した際は、直前の計量日から終了日の前日までの期間とします。なお、この場合には「電気供給約款（低圧版）」に定めた方法で日割計算を実施します。

② 電気料金は、お客様が選択した所定の電気メニュープランの料金につき「燃料費調整額」を加減して得られた料金に「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えた金額とします。

6. 工事に関する費用負担

一般送配電事業者から、託送供給約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として工事着手前に申し受けません。

7. 延滞利息

お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。詳細は、電気供給約款（低圧版）22をご参照ください。

8. 違約金

お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより、そのために料金の全部または一部支払いを免れた場合には、当社が託送約款の定めにより送配電事業者から請求された金額は、違約金としてお客さまより申し受けます。

お客さまの責めとなる理由により、お客さまが当社との契約期間満了日以前に当社との契約を解約される場合には、当社は、違約金として4,000円(税別)をお客さまより申し受けます。ただし、引越し等やむをえない理由により解約する場合は、この限りではありません。

詳細は、電気供給約款(低圧版)29をご参照ください。

9. 契約電力等の値または決定方法

契約電流、契約容量または契約電力については、原則として、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。

10. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、一般送配電事業者の託送供給等約款の定めによりますが、原則として、交流単相 2 線式標準電圧100ボルト(V)もしくは200ボルト(V)、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト(V)および 200 ボルト(V)、周波数は標準周波数 60 ヘルツ(Hz)といたします。

11. 計量方法及び料金調定の方法

当社は、一般送配電事業者が計量した電力量をもとに電気料金を計算いたします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、一般送配電事業者とお客さまとの協議により使用電力量を定めます。

料金の算定期間は、原則として、前月の計量日から、当月の計量日の前日までの期間を「1月」として算定いたします。ただし、新たな電気の供給開始や供給契約の解約等の場合には、電気供給約款にもとづき日割計算いたします。

12. 料金等の支払方法

お客様は、原則として、クレジットカードまたは口座振替で支払う。

- ・支払期日を過ぎても電気料金を支払わない場合や、その他「電気供給約款(低圧)」に定める場合に該当するときには、当社は契約を解除する 15 日前を目安に書面でお客様に通知の上、契約を解除する場合があります。

- ・口座振替での支払いの場合は、口座登録が完了するまで当社指定の方法で支払うものとする。

- ・工事費負担金等相当額に関しては、一括前払いで工事着手前に申し受けます。

13. 託送約款に定める需要家の責任に関する事項

お客さまの土地または建物への立ち入りによる業務の実施

計量器の確認や法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者またはその委託事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。

保安に対するお客さまの協力

お客さまが次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいますようお願いいたします。

- ・電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異状もしくは故障があり、または生じる恐れがある場合
- ・お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または生じる恐れがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

供給の中止または使用の制限もしくは中止

一般送配電事業者が定める託送供給約款にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。

- ・一般送配電事業者及びお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
- ・一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- ・その他保安上の必要がある場合

14. 契約期間

契約期間は、供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、供給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、継続後の契約期間のみを説明するものとし、継続後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、継続後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と考える方法によりお知らせすることとします。また、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

15. 契約変更及び解除の申出方法

お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

16. 当社からの契約変更及び解除

支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合等、お客さまが当社の電気供給約款に違反した場合には、当社から電気の供給契約を解約させていただく場合があります。

17. 他の小売電気事業者から当社への切り替え

他の小売電気事業者から当社への切り替えにあたり、現在のご契約内容によっては解約に伴う違約金が請求される、保有していたポイント等が失効する等の不利益事項が発生する場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。

18. 供給契約の変更

当社は、電気供給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の電気供給約款の内容およびその効力発生時期をウェブサイトまたは電子メール等の電磁的方法でお知らせいたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

19. その他

電気使用量及び電気料金のお知らせ、電気供給約款、契約締結前の供給条件等の各種説明、契約締結後の契約条件通知書面等は、書面での交付に代えて、ウェブサイトまたは電子メール等の電磁的方法による交付を基本といたします。但し、お客様が書面を希望した場合は、書面での交付も行います。お客様が、電気料金のお知らせの郵送を希望する場合は、月額110円（税込）の郵送手数料を負担するものとします。

20. 申込み後の流れ

- ① お客様は、契約内容や電気料金のお知らせ（電気料金や使用電力量）等を確認できる会員専用ポータルを利用できます。
- ② 当社は、お客様が申込みをした日から遅滞なく、①のポータルサイトのIDとパスワードを、書面またはメール等の電磁的方法で通知します。
- ③ 当社は、電気供給契約の成立日より遅滞なく、電気供給契約の成立日、電力供給の開始予定日を、書面またはメール等の電磁的方法で通知します。